解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

山形県酒田市本町一丁目二番五二号

財団法人酒新社

代表清算人　山口　由香

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

東京都中央区築地一丁目一二番二二号

東日本電線工業厚生年金基金

代表清算人　金子　正一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

東京都中央区日本橋室町四丁目六番二号菱華ビル五階

全国通信機械工業厚生年金基金

代表清算人　池野　紀彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十二日開催の解散総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

神奈川県小田原市羽根尾四六一番地三

清算法人小田原市羽根尾土地改良区

代表清算人　石塚　正雄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

新潟県長岡市東坂之上町二丁目一番地一

三井生命長岡ビル

新潟県機械金属工業厚生年金基金

清算人　大原　興人

解散公告（第二回）

当基金は平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

富山県富山市蜷川三三六

富山県病院厚生年金基金

代表清算人　岩城　勝英

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月二十五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

石川県金沢市桂町イ一八番地一

金沢市木曳野土地区画整理組合

代表清算人　稲葉　博之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年二月十九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

滋賀県草津市大路三丁目九六番地二

医療法人社団英和会宮脇病院

清算人　安田　育熙

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日佐世保市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

長崎県佐世保市常盤町五番五号―一一五号

栄・常盤地区市街地再開発組合

清算人　村田　純一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十八年三月二十二日南さつま市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

鹿児島県南さつま市加世田唐仁原六三七九番地

清算法人唐仁原土地改良区

代表清算人　碕山　久雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

北海道帯広市西二〇条南二丁目三八番一三号

医療法人社団センチネルクリニック

清算人　田中　美咲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十一月二十六日開催の総会並びに群馬県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

群馬県藤岡市鬼石一四六番地二

医療法人伊東歯科医院

代表清算人　伊東　俊之

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

東京都中央区日本橋人形町三丁目三番一〇号

全国システムハウス業厚生年金基金

代表清算人　平井　大三

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日調布市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

東京都調布市富士見町三丁目二一番地三

調布富士見町住宅マンション建替組合

代表清算人　多田　陽子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

東京都千代田区九段南四丁目七番一三号

東京機器厚生年金基金

代表清算人　野中　治孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年一月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十日

長野県諏訪郡富士見町落合一〇九七四番地

農事組合法人和田牧場

清算人　和田八十治